入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成30年7月20日
日本年金機構本部　調達部長　影内　聡志
◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13
1　掲載日
平成30年7月6日（号外政府調達第126号）
2　訂正内容
第27号42ページ1段9行目「⑵調達等件名及び数量　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等の受付・審査・入力等業務　①一式　②一式　③一式」を「⑵調達等件名及び数量　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等の受付・審査・入力等業務　①調布　一式　②新宿　一式　③大阪　一式」に訂正する。
42ページ2段27行目「⑵業務説明会の日時及び場所　1回目：平成30年7月13日午後1時10分～　東京都杉並区高井戸西3－5－24　日本年金機構本部4階第2会議室　2回目：平成30年7月17日午前10時00分～　大阪府大阪市中央区久太郎町2－1－30　大手前年金事務所会議室」を「⑵業務説明会の日時及び場所　日時：平成30年7月13日　1回目：午後1時10分～　2回目：午後4時00分～　場所：東京都杉並区高井戸西3－5－24　日本年金機構本部4階第2会議室　日時：平成30年7月17日　1回目：午前10時00分～　2回目：午後4時00分～　場所：大阪府大阪市中央区久太郎町2－1－30　大手前年金事務所会議室」へ訂正する。
42ページ2段5行目「⑷開札の日時及び場所　平成30年8月17日　①午後2時00分　②午後2時30分　③午後3時00分」を「⑷開札の日時及び場所　平成30年8月17日　①調布　午後2時00分　②新宿　午後2時30分　③大阪　午後3時00分」へ訂正する。
42ページ4段14行目「⑶Nature and quantity of the services to be required：Reception, judgment, and data entry operation of reports on dependent relatives and each personal numbers, Plan①　1 set　Plan②　1 set　Plan③　1 set」を「⑶ Nature and quantity of the services to be required：Reception, judgment and data entry operation of reports on dependent relatives and each personal numbers ,　Plan ① Chofu　1 set　Plan ② Shinjyuku　1 set　Plan③Osaka　1 set」へ訂正する。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年7月20日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　泊　　宏
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中部横断不動沢川橋上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　山梨県南巨摩郡身延町下八木沢地先
⑷　工事内容　工場製作工　約810ｔ　工場製品輸送工　約984ｔ　鋼橋架設工　架設工(クレーン架設）1式　支承工　1式　合成床版工　約2,888㎡　橋梁付属物工　1式　鋼橋足場等設置工　1式　仮設工　1式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成32年3月27日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約810ｔ
⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
詳細は、入札説明書による。
⑼　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。閲覧方法等の詳細は入札説明書による。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
詳細は入札説明書による。
⑿　本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成15年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。
①　3径間以下の鈑桁橋（ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。）
②　3径間以下の箱桁橋（ただし、連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。）
㋒　最大支間長が45m以上であること。
㋓　鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は、別工事でもよい。
なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。
また、申請できる同種工事の施工実績は2件までとする。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から平成31年5月10日までを予定する。
複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　主任技術者にあっては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。
監理技術者にあっては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
詳細は入札説明書による。